

いの町業務継続計画

Business Continuity Plan



令和4年7月

いの町

第1章	総則	1
第1節	業務継続計画策定の背景と目的	1
第2節	基本方針	1
第1	対象とする災害	1
第2	基本方針	1
第3	業務継続計画重要6要素	1
第3節	B C Pの対象組織及び実施期間	3
第1	B C Pの対象組織	3
第2	B C Pの実施期間	3
第4節	B C Pの発動条件等	3
第5節	職員の平時からの心構え	3
第6節	職員の健康管理と安全確保	4
第1	健康管理	4
第2	職員のメンタルヘルスケア	4
第2章	被害想定	5
第1節	いの町で想定される地震	5
第1	海溝型地震	5
第2	断層型地震	5
第2節	南海トラフを震源とするL2地震とL1地震	5
第1	津波被害	5
第2	建物被害	5
第3	人的被害	6
第4	避難者数	6
第5	ライフライン	6
第3章	業務継続体制	8
第1節	災害対策本部体制	8
第1	災害対策本部の設置基準及び動員体制	8
第2	災害対策本部の構成	8
第3	代替施設及び代替職員	9
第2節	職員の初動体制・参集場所	9
第1	職員の初動体制	9
第2	職員の参集場所	9
第3	職員の即座の参集が困難な場合	10

第4	職員の安否確認方法	10
第4章	業務執行環境の確保	11
第1節	庁舎等	11
第1	現状	11
第2	対策	11
第2節	電力	11
第1	現状	11
第2	対策	12
第3節	通信	12
第1	現状	12
第2	対策	14
第4節	電算システム及びデータ管理	15
第1	現状	15
第2	対策	15
第5節	職員用食料及び飲料水	16
第1	現状	16
第2	対策	16
第6節	トイレ	16
第1	現状	16
第2	対策	16
第7節	庁舎内休憩場所	16
第1	現状	16
第2	対策	16
第8節	車両及び車両燃料	17
第1	現状	17
第2	対策	17
第9節	資機材等	17
第1	現状	17
第2	対策	17
第5章	非常時優先業務	18
第1節	非常時優先業務の概要	18
第2節	非常時優先業務の実施期間等	19
第1	実施期間	19
第2	評価基準	20

第3節	優先的平常業務	21
第6章	BCPの実効性確保	22
第1節	BCPの見直し	22
第1	PDCAサイクルの確立	22
第2	見直しの契機	22
第2節	BCPの周知と訓練	22
第1	職員へのBCP周知	22
第2	職員としての備え	22

第1章 総則

第1節 業務継続計画策定の背景と目的

南海トラフ地震が発生した場合、町は平常時と比べてマンパワーや庁舎機能等の行政資源が低下している状況で、町民の生命、身体及び財産を災害から守るため、災害応急対策活動及び災害からの復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うことになる。

その一方で、町は、住民に一番身近な自治体として住民生活に密着した行政サービスを提供している。

災害対応中であっても休止することが住民生活に重大な影響を及ぼすと考えられる業務は、可能な限り継続して実施することが求められ、また、被災からの復旧と平常化に伴い、行政機能を早期に回復させることも必要である。

そのため、南海トラフ地震に備え、行政機能の継続性確保と業務の継続力向上に向けて適切に対応していくことが緊急の課題となる。

このような社会的背景を踏まえて、南海トラフ地震の発生により町役場機能が低下する中にあっても迅速かつ適切に災害対応業務を開始するとともに、可能なかぎり早期に平常業務を復旧させることにより、住民の生命、身体及び財産を守り、住民生活への影響を最小限とすることを目的として「いの町業務継続計画（以下「BCP」という）」を策定する。

第2節 基本方針

第1 対象とする災害

本BCPで対象とする災害は、南海トラフ地震を対象とする。

第2 基本方針

南海トラフ地震が発生した場合の本町の基本方針は次のとおりとする。

- ①職員の安全を確保しつつ、災害対策本部機能を早期に確保する。
- ②発災後は、原則、通常業務はすべて停止し、発災後72時間までは、住民の生命、身体及び財産を災害から守ることを最優先とする。
- ③発災後、本計画を発動した際は、あらかじめ整理した災害時優先業務について、人的・物的資源等を総動員し、最優先で実施する。

第3 業務継続計画重要6要素

「市町村のための業務継続計画作成ガイド（平成27年5月内閣府（防災担当））」によると、業務継続計画の中核となり、その策定に当たって必ず定めるべき特に重要な要素として6要素があり、市町村は、この6要素についてあらかじめ定めておく必要があるとしている。

本町の基本方針としての、6要素対応は次表のとおり。

重要6 要素対応方針

項目	詳細	町の基本方針【概略】
(1)首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制	首長が不在の場合の職務の代行順位を定める。また、災害時の職員の参集体制を定める。 ・緊急時に重要な意思決定に支障を生じさせないことが不可欠。 ・非常時優先業務の遂行に必要な人数の職員が参集することが必要。	【町長代理者】 第1位 副町長 第2位 総務課長 第3位 課長職等 【参集基準】 震度4 第1次配備職員 震度5弱以上 全職員
(2)本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定	本庁舎が使用不能となった場合の執務場所となる代替庁舎を定める。 ・地震による建物の損壊以外の理由で庁舎が使用できなくなる場合もある。	【代替庁舎】 すこやかセンター伊野
(3)電気、水、食料等の確保	停電に備え、非常用発電機とその燃料を確保する。また、業務を遂行する職員等のための水、食料等を確保する。 ・災害対応に必要な設備、機器等への電力供給が必要。 ・孤立により外部からの水、食料等の調達が不可能となる場合もある。	職員参集時には3日分程度の飲食物を持参。 各職場でも個人備蓄に努めること。
(4)災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保	断線、輻輳等により固定電話、携帯電話等が使用不能な場合でも使用可能となる通信手段を確保する。 ・災害対応に当たり、情報の収集・発信、連絡調整が必要。	災害時優先電話（一般回線・携帯電話）や移動系無線、高知県防災行政無線、衛星携帯電話等の確保。平時から使用訓練に努める。
(5)重要な行政データのバックアップ	業務の遂行に必要となる重要な行政データのバックアップを確保する。 ・災害時の被災者支援や住民対応にも、行政データが不可欠。	住民情報システムはバックアップ対応ができていますが、その他システムは個々停電対応、冗長化対応の検討が必要。
(6)非常時優先業務の整理	非常時に優先して実施すべき業務を整理する。 ・各部門で実施すべき時系列の災害対策業務や継続及び早期復旧の必要性の高い平常業務を明らかにする。	災害対策業務と優先的平常業務を別途整理。

（※市町村のための業務継続計画作成ガイド 平成27年5月内閣府（防災担当）に加筆）

第3節 B C Pの対象組織及び実施期間

第1 B C Pの対象組織

本計画は、いの町行政組織条例（平成16年条例第12号）、いの町総合支所及び出張所設置条例（平成16年条例第13号）、いの町議会事務局設置条例（平成16年条例第209号）、いの町教育委員会行政組織規則（平成27年規則第3号）、いの町会計管理者の権限に属する事務及び町長の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成16年規則第24号）に規定する組織を対象とする。

具体的には、町長部局、議会事務局、教育委員会事務局を対象とし、特別養護老人ホーム偕楽荘及び仁淀病院、仁淀消防組合消防本部については含まない。

第2 B C Pの実施期間

本計画で対象とする期間は、発災後から1ヶ月を計画対象期間として計画を策定する。

応急対策業務が実施され、また、人的資源など業務のための資源を調整する必要性が少なくなった場合には、実施期間である1ヶ月以内であっても、可能な所属から順次平常業務を再開することとする。

第4節 B C Pの発動条件等

本計画の発動要件は、南海トラフ地震の発生により、いの町災害対策本部が設置されるとともに、町域及び町行政機能に甚大な被害が生じた場合とする。

具体的には、町域で震度5弱以上の地震を観測し、いの町災害対策本部が設置された場合、自動的に本B C Pが適用されるものとし、全職員が災害対策本部体制に移行して応急対策業務にあたる。

ただし、被害の規模や状況により、災害対策本部長の判断により、一部の地域や職務を除外する場合がある。また、非常時優先業務のうち、初動対応に係るもの（例：災害対策本部の設置等）については、B C Pの発動を待つことなく自動的に開始する。

第5節 職員の平時からの心構え

各職員は、平時から南海トラフ地震発生時における地震及び家族の安全確保・安否確認の方策を検討し、自宅の安全確保（家屋耐震化、家具の転倒防止等）を行うとともに、安全な避難場所や避難経路を定め、家族間で周知しておく。

また、自宅からの参集場所への参集手段・経路について検討しておくとともに、参集時に必要な物を、職場に保管若しくは非常参集用袋として備える等、必要な対策を講じておくこととする。

参集時に必要なものの例示は以下のとおり

- (1) 筆記用具
- (2) 数日分の食料
- (3) 飲料水
- (4) 常用薬
- (5) 懐中電灯、ランタン等

第6節 職員の健康管理と安全確保

南海トラフ地震発生後は、平時と異なる環境で、長期間にわたって職員が応急対策業務に従事することとなることが予想される。そのため、職員のこころと身体の健康と安全を確保するために、健康管理と安全確保に十分配慮する必要がある。

各所属長は、所属職員のメンタルヘルスも含めた健康管理に十分配慮し、状況によっては強制的に休憩取得または帰宅を促すといった対応を行うこととする。

第1 健康管理

長期間の災害対策が必要と判断された場合は、発災後72時間をめどに、各部の勤務ローテーション計画を策定することとする。ローテーション計画の策定に当たっては、次に掲げる事項を基本とする。

- (1) 1日の作業時間は12時間以内、1週間の作業時間は60時間以内
- (2) 1週間のうち、1日は休みを確保
- (3) 庁舎に宿泊する場合、6時間以上の睡眠を確保
- (4) 安全な休憩場所やトイレを確保
- (5) 持病がある職員は治療継続できるよう配慮
- (6) 作業の合間に十分な休憩が取れるよう、作業時間を調整する。

第2 職員のメンタルヘルスケア

応急対策業務に従事する職員には、平時と異なる環境で長期間の業務従事を余儀なくされることから、大きな心理的な負担が生じることが予想される。

そのためメンタルヘルスケアにも十分な配慮が必要となるが、メンタルヘルスケアに係る問題等の予防、早期発見、治療及び事後フォローなどの対策を講じるために、休暇取得の促進、派遣保健師への相談等の対策を講じることとする。

第2章 被害想定

本章で記述する被害想定は、平成25年【高知県版】南海トラフ巨大地震による被害想定による。

第1節 いの町で想定される地震

本町で発生しうる地震については、以下のとおり。

第1 海溝型地震

(1)南海トラフ地震

第2 断層型地震

- (1)高知吾川断層
- (2)中央構造線断層帯石鎚山脈北縁西部～伊予灘
- (3)中央構造線断層帯石鎚山脈北縁
- (4)全国どこでも起こりうる直下型地震

第2節 南海トラフを震源とするL2地震とL1地震

L2地震とは、「発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの地震及び津波」であり、L1地震とは、「発生頻度の高い一定程度の地震及び津波」と規定する。

第1 津波被害

本町では、国・県の想定では津波被害は想定されていないが、L2の地震が発生した場合、津波の遡上端は「八田堰下流の新宇治川放水路出口付近」（平成24年高知県）まで到達することが想定されている。

第2 建物被害

被災 ケース	建物棟数 (棟)	建物被害（棟）				
		液状化	揺れ	急傾斜地崩壊	地震火災	合計
L1	16,097	40	240	10	50	350
L2 陸側		40	1,900	50	110	2,100

第3 人的被害

被災ケース	人的被害（人）															
	死者数					負傷者数					負傷者の内重傷者数					
	建物倒壊	急傾斜地崩壊 内家具転倒等	火災	ブロック塀	合計	建物倒壊	急傾斜地崩壊 内家具転倒等	火災	ブロック塀	合計	建物倒壊	急傾斜地崩壊 内家具転倒等	火災	ブロック塀	合計	
L1	20	若干名	若干名	若干名	20	330	30	若干名	若干名	若干名	340	190	10	若干名	若干名	若干名
L2 陸側	130	若干名	10	若干名	140	1100	70	10	若干名	若干名	1100	590	10	若干名	若干名	若干名

※人口は平成17年国勢調査人口26,968人で想定。

※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

第4 避難者数

被災ケース	一日後の避難者数（人）			
	避難所	避難所外	合計	合計の内、要配慮者
L1	530	350	880	220
L2	2,500	1,700	4,200	1,100

第5 ライフライン

ライフラインの被災状況、復旧の想定は以下のとおり。なお、L2は地震動が全て陸側ケースを引用している。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

(1) 上水道（いの町）

被災ケース	人口	断水率（％）				断水人口（人）			
		直後	1日後	1週間後	1ヶ月後	直後	1日後	1週間後	1ヶ月後
L1	22,055	44%	27%	21%	0%	9,700	5,900	4,700	0
L2		70%	45%	40%	17%	16,000	9,800	8,700	3,700

(2) 下水道（いの町）

被災ケース	人口	支障率（％）				支障人口（人）			
		直後	1日後	1週間後	1ヶ月後	直後	1日後	1週間後	1ヶ月後
L1	4,100	43%	43%	22%	0%	1,800	1,800	890	0
L2		57%	57%	36%	0%	2,400	2,400	1,500	0

(3) 停電軒数（高知県全域）

被災 ケース	時間帯	需用家数	地中線 被害	架空線被害による停電軒数			揺れによる 停電軒数	合計	停電率
				津波	火災	電柱折損			
L 1	冬深夜	528,000	1,300	440	3,500	47,000	309,000	360,000	68%
	夏 12 時				3,400	47,000		360,000	68%
	冬 18 時				5,900	47,000		360,000	68%
L 2	冬深夜	528,000	1,700	96,000	7,000	162,000	256,000	521,000	99%
	夏 12 時				12,000	160,000		524,000	99%
	冬 18 時				19,000	154,000		526,000	100%

※停電率は各市町村の電灯軒数に占める停電軒数の割合とした。

※本調査では長期浸水による影響が定量的に加味されていないため、支障期間がさらに伸びる可能性がある。

(4) 電力復旧推移（高知県全域）

被災 ケース	時間帯	復旧対象	被災直後		1 日後		4 日後		1 週間後	
			停電軒数 (軒)	停電率 (%)	停電軒数 (軒)	停電率 (%)	停電軒数 (軒)	停電率 (%)	停電軒数 (軒)	停電率 (%)
L 1	冬深夜	356,000	356,000	100	320,000	90	48,000	13	8,400	2
	夏 12 時	356,000	356,000	100	320,000	90	48,000	13	8,300	2
	冬 18 時	355,000	355,000	100	320,000	90	47,000	13	7,900	2
L 2 (陸側)	冬深夜	417,000	417,000	100	376,000	90	180,000	43	140,000	34
	夏 12 時	416,000	416,000	100	374,000	90	179,000	43	139,000	33
	冬 18 時	410,000	410,000	100	369,000	90	175,000	43	135,000	33

(5) 固定電話不通回線数（高知県全域）

被災 ケース	時間帯	被災直後		1 日後		4 日後		1 週間後	
		不通 回線数	不通回線 率 (%)	不通 回線数	不通回線 率 (%)	不通 回線数	不通回線 率 (%)	不通 回線数	不通回線 率 (%)
L 1	冬深夜	156,000	72	115,000	78	3,800	3	0	0
	夏 12 時	156,000	72	115,000	78	3,800	3	0	0
	冬 18 時	157,000	72	114,000	78	3,700	2	0	0
L 2 (陸側)	冬深夜	217,000	99	148,000	83	42,000	23	12,000	7
	夏 12 時	217,000	99	148,000	83	42,000	23	12,000	7
	冬 18 時	218,000	100	146,000	83	41,000	23	11,000	6

※不通回線数は各市町村の回線数に占める不通回線数の割合とした。

※本調査では長期浸水による影響が定量的に加味されていないため、支障期間がさらに伸びる可能性がある。

第3章 業務継続体制

第1節 災害対策本部体制

第1 災害対策本部の設置基準及び動員体制

町長は、南海トラフ地震が発生した場合、災害対策本部長として、災害対策本部を設置し、災害対策業務を実施する。

設置基準及び動員体制は以下のとおり。

区分	設置基準	配備内容	動員体制
(厳重警戒体制) 第1配備	町内に震度4の地震又はこれに準ずると町長が判断したとき	必要に応じ災害対策本部設置 情報連絡活動及び災害に対する警戒体制をとると共に、災害が発生した場合に対処し、状況により速やかに第2配備に移行できる体制とする。	・災害対策本部・支部における部長以上の者 ・関係各部の部員（あらかじめ指定された職員） ・消防団本部
(緊急非常配備) 第2配備	町内に震度5弱以上又はこれに準ずると町長が判断したとき	自動的災害対策本部設置 直ちに全活動を行うことができる体制とする。	・各部・班の全員（全職員） ・消防団全団員

第2 災害対策本部の構成

(1)本部員会議

応急対策などの確迅速な防災活動を実施するときの基本方針を協議し、早急に実施すべき事項を決定するため本部員会議を設置する。

(2)災害対策本部長

災害対策本部の事務を総括し、災害対策本部員、その他の職員を指揮監督する。

(3)災害対策副本部長

本部長を助け、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときはその職務を代理する。

(4)災害対策支部長（吾北・本川）

各支部内の事務を統括、職員を指揮監督し、災害対策本部との連絡調整を行う。

(5)部長

部長は部の中核となり、本部長の指令その他連絡事項を所属の部、班に伝達するとともに、各部所管の被害状況、応急対策の実施状況、その他災害活動に必要な情報を取りまとめ、本部員として災害対策本部に連絡することを任務とする。部長は主に課長級職員が当たる。

第3 代替施設及び代替職員

本庁舎等が使用できない場合の代替施設、及び町長等が参集できない場合の代替職員は以下のとおり。

【災害対策本部（支部）代替施設】

本部（支部）	設置箇所	代替施設①	代替施設②
災害対策本部	いの町本庁舎	すこやかセンター伊野	
災害対策支部（吾北）	吾北総合支所	吾北中央公民館	
災害対策支部（本川）	本川総合支所	プラチナ交流センター	本川保健福祉センター

【災害対策本部長（支部長）代替職員】

名称	担当役職	代替要員①	代替要員②	代替要員③
本部長	町長	副町長	総務課長	課長職等
副本部長	副町長	総務課長	課長職等	課長補佐等
支部長	各総合支所長	各総合支所次長	課長職等	課長補佐等

第2節 職員の初動体制・参集場所

第1 職員の初動体制

(1)勤務時間内に地震が発生した場合の初動体制

勤務時間内に地震が発生した場合、町は直ちに町地域防災計画（地震対策編）で定める第1配備、第2配備の基準に従い動員を行う。

地震発生時に町長が不在の場合は、町長代理者の順位に従って災害対策の指揮を行う。

(2)勤務時間外に地震が発生した場合の初動体制

・震度4の地震が発生したとき

災害対策本部・支部における部長以上の者、関係各部の部員（あらかじめ指定された職員）、消防団本部は本庁又は各総合支所に参集すること。

・震度5弱以上の地震が発生したとき

全職員及び全消防団員は自主的に参集するものとする。

職員はいの町防災行政アプリでの参集可否確認を行い、消防団員はそれに加え、サイレン吹鳴により招集するものとする。

第2 職員の参集場所

(1)全職員が自発的にあらゆる手段をもって災害対策本部（支部）に参集する。

(2)各施設など外部の職場の職員は、各自の施設へ直行する。

(3)被災状況により、所属勤務先へ参集できない職員は、本庁、各総合支所、すこやかセンター伊野に参集の上、自主応援活動を行い、その旨を所属長に報告するよう努める。

(4) 役場機関に参集できない場合は、近隣の避難所で情報把握及び避難所運営に協力する。

第3 職員の即座の参集が困難な場合

次に掲げる事由により、即座の参集が困難な場合は、事由の解消、または対処に目途が立ち次第、参集することとする。

- (1) 自宅が、津波浸水区域となっている場合
- (2) 自宅が浸水または倒壊した場合
- (3) 家族等が死亡した場合
- (4) 職員本人または家族等が負傷し、治療や搬送の必要がある場合
- (5) 家族に子どもや要介護者などの要配慮者がおり、安全の確保を図る必要のある場合

第4 職員の安否確認方法

職員の安否確認については、以下のいずれかの手段を用いて行うものとする。各所属長は、その所属する職員の安否確認について、随時災害対策本部報告するものとする。

- (1) いの町防災行政アプリによる安否確認
- (2) 各課室連絡網
- (3) いの町総務課代表メール (soumu@town.ino.lg.jp) への送信
- (4) 災害伝言ダイヤルで、いの町総務課代表電話 (088-893-1113) へのメッセージ登録 (※代表電話なので所属・氏名・本人の安否状況のみを簡潔に登録すること)
- (5) その他、様々な手段を講じ自らの安否を災対本部に連絡するよう努めること。

第4章 業務執行環境の確保

第1節 庁舎等

第1 現状

災害対策機能を持つ庁舎等は以下のとおり。

庁舎等	機能	構造	建築年	耐震性	備考
本庁舎	災対本部	R C	H27	有	
すこやかセンター伊野※	代替拠点	R C	H10	有	
吾北総合支所	災対支部	R C	S47	有	H30.1 耐震改修済
本川総合支所	災対支部	R C	S55	有	H30.10 耐震改修済
吾北中央公民館	代替拠点	R C	S58	有	
プラチナ交流センター	代替拠点	R C	S63	有	
本川保健福祉センター	代替拠点	R C	H11	有	

※すこやかセンター伊野は、医療救護活動や外部からくる保健活動支援チームの待機・打ち合わせ場所としての機能、災害ボランティアセンターの拠点となることに留意。

第2 対策

災害対策本部・支部となる施設及び代替施設の耐震化対策は完了している。しかし、躯体に耐震性がある場合でも、書棚、ロッカー等が転倒したり、会議室等の扉が変形し、室内に閉じ込められる可能性もあるため、揺れや緊急地震速報を感知した時は、身の安全を確保するとともに避難路の確保等を徹底する必要がある。

第2節 電力

第1 現状

停電時の庁舎等の自家発電設備の状況は以下のとおりとなっている。

また、本町と四国電力㈱間で、本庁舎、各総合支所、仁淀病院、仁淀消防組合及び警察庁舎は、電力を優先復旧するという内容で、協定書を締結している。

庁舎等	機能	発電能力 (KVA)	備蓄燃料での 稼働時間 (H)	燃料種類	タンク容量
本庁舎	災対本部	230	72	A重油	4000 L
すこやかセンター伊野	代替拠点	48	72	軽油	950 L
吾北総合支所	災対支部	48	72	軽油	950 L
本川総合支所	災対支部	48	72	軽油	950 L
吾北中央公民館	代替拠点				
プラチナ交流センター	代替拠点	20	10	軽油	20L
本川保健福祉センター	代替拠点				

第2 対策

自家発電装置を備えても、使用範囲はかなり制限されるため、事前に優先使用する機器の選定が必要となる。

また、非常用電源の燃料についても、常日頃から補充し、災害時に最大限稼働できるように準備しておくとともに、非常時における燃料確保の方策を事前に検討しておく。

第3節 通信

第1 現状

発災後は、通常の固定電話は使用できない可能性が高いので、町内部での通信確保及び高知県、消防、警察等の防災関係機関との連絡手段を確保する必要がある。

(1)防災行政無線（同報系・移動系、Jアラート）

本町における防災行政無線設備の状況は以下のとおり。

同報系				移動系	
地区名	親局	中継局	屋外子局	親局	子局
伊野	1	2	75	1	18
吾北		1	15	1	34
本川		1	19	1	41

(2)高知県防災行政無線

高知県防災行政無線は本庁舎にのみ設置されている。

本庁舎及び主要な機関の高知県防災行政無線番号は以下のとおり。

機関名	設置場所等	番号	備考
いの町本庁	総務課	386-60 386-61	地上系、衛星系
	総務課（FAX）	386-70	
仁淀病院	事務室	967-60	
	事務室	967-61	
	FAX	967-70	
仁淀消防組合消防本部	2階通信室（受付）	911-60	
	3階事務室	911-61	
	FAX	911-70	

(3)衛星携帯電話

衛星携帯電話も、広範囲に被災した場合、輻輳の恐れはあるが、地上回線より通信が確保できる可能性が高い手段である。ただし、長時間の使用の場合、電源の確保が必要となることに留意し、複数の職員が使用できるよう体制確保の必要がある。

本町及び主要な機関での衛星携帯電話の配備状況は以下のとおり。

配置先	管理部署	機種	備考
いの町本庁	総務課危機管理室	N T T ドコモ	ワイドスター
吾北総合支所	住民福祉課	N T T ドコモ	ワイドスター
本川総合支所	住民福祉課	N T T ドコモ	ワイドスター
仁淀病院		N T T ドコモ	ワイドスター
仁淀消防組合消防本部		インマルサット	アイサットフォーンプロ

(4)消防無線

消防無線については、消防署全車両及び消防団全車両に10W無線機が搭載されている。

	本部・消防署		吾北分署		日高分署		合計	
	車載	携帯	車載	携帯	車載	携帯	車載	携帯
消防署	7	11	3	5	3	4	13	20
救急	3	0	1	0	1	0	5	0
消防団	23	18	19	22	8	17	50	57
合計	33	29	23	27	12	21	68	77

※基地局は2局（にしでん、おおもり）

(5)災害時優先電話

大規模災害等発生時は、安否確認等の電話が殺到し、電気通信網の渋滞により、電話が繋がらない、つながりにくくなる輻輳が発生する。

災害時優先電話は、災害の救援、復旧や公共の秩序維持のため、法令に基づき、各種機関等に対し、固定電話及び携帯電話の各電気通信事業者が提供しているサービスであり、本町では一般電話7回線、携帯電話22回線が災害時優先電話となっている。

	伊野地区	吾北地区	本川地区	合計
一般電話	4	1	2	7
携帯電話	16	4	1	21
合計	20	5	3	28

(6)特設公衆電話

特設公衆電話は、事前に避難所等に回線を設置することにより、発災時等に被災者が無料で使用できる公衆電話回線である。災害時優先電話と同じく、発信について優先的に回線確保が可能な電話となっている。

設置箇所は以下のとおりで、15施設及び回線数は28回線である。

地区	施設名	利用場所	特設公衆 回線数
伊野	伊野公民館	玄関ホール	2
	枝川コミュニティセンター	2階玄関ホール	2
	枝川小学校	体育館	3
	すこやかセンター伊野	玄関ホール	3
	天王コミュニティセンター	事務室	2
	八田コミュニティセンター	事務室	1
	川内小学校	体育館	2
	神谷小・中学校	体育館	2
吾北	下八川小学校	体育館	2
	吾北小学校	体育館	2
	吾北体育館	体育館	2
	清水第一小学校	職員室	1
本川	本川プラチナ交流センター	玄関ホール	2
	保健福祉センター	事務室	1
	越裏門公民館	玄関ホール	1

第2 対策

災害時に通信手段の確保は、極めて重要な対策事項である。

同報系無線及び移動系無線については、今後デジタル化する予定となっており、堅牢なシステム設計と併せて、十分な稼働時間の確保を図ることを検討する。また、研修等を通じて通信機器を適切に使用できる人材育成を行う。

なお、四国総合通信局では、災害時に無償貸与できる災害対策用移動通信機器を備えており、状況に応じて貸出要請を検討する。

第4節 電算システム及びデータ管理

第1 現状

(1) 庁内ネットワーク

職員間の連絡ツール及び外部とのメール送受信の際、使用するサイボーズについては、現在サーバーは本庁3階電算室に設置している。

UPSにより、電源の瞬断に対する対策はできており、また停電時においても自家発電装置による電源供給が行われるので、72時間程度は使用できる。

本庁舎と各出先機関とのネットワークについては、光回線、STネット回線等を使用しているが、距離も長く耐災害性は脆弱な状況である。

(2) 住民情報システム（COKAS）

住民基本台帳や税情報などを管理する住民情報システム（COKAS）は、住民サービス提供のために重要なシステムである。

COKASを利用するためのサーバーは、ベンダー所有の同時被災の可能性が少ない遠隔地のデータセンターに設置されており、同センターで定期的にバックアップが実施されている。

また、庁舎内にもバックアップサーバーを設置しデータセンターとの通信が寸断された場合は切り替えて業務を継続する仕組みが構築されている。

(3) その他システム

その他、水道テレメータシステム・高度雨水情報システムやホームページなどがあるが庁内ネットワークと同じ状況である。

第2 対策

(1) 庁内ネットワーク

庁内ネットワークにおいては、情報ハイウェイを利用した庁舎間ネットワークに関して、冗長化も含めた保守整備を検討している。

(2) その他システム

それぞれの担当部署で管理しているが、停電対応、冗長化対応を具体的に検討する。

第5節 職員用食料及び飲料水

第1 現状

過去の地震災害において被災した自治体では、応急対策を実施する職員用の食料や飲料水の備蓄がなく、物資の調達もままならない中、食事等ができない状態で業務に従事する等の事態が発生している。

現状、本町においても職員用食料、飲料水は、ほぼ備蓄されていない状況である。

第2 対策

今後、職員が業務に専念するための食料、飲料水の備蓄に努めることとするが、被害状況によっては長期化も想定されるため、被災者用の備蓄物資とは別に、3日から1週間分の職員用の水・食料等の備蓄を検討する。

また、平時から個人レベルで備蓄するなど個人備蓄も推奨し、特に、持病薬など必要なものは職員自ら確保しておくようにする。

勤務時間外に職員を参集する場合は、各職員が可能な限り、3日分程度の飲食物等を持参するよう周知を図る。

現在、本庁舎においてはウォーターサーバーを2階と3階に設置しているが、今後は代替庁舎であるすこやかセンター伊野等への設置の検討や、平時から多めに12Lボトルを確保するなどの対策を行う。

第6節 トイレ

第1 現状

本庁舎においては、東側トイレについては便槽切り替えにより使用可能となっているが、その他の庁舎では、トイレ確保対策ができていない。

第2 対策

仮設トイレの調達には一定程度時間がかかるため、本庁舎及び各出先機関において携帯トイレや簡易型トイレの整備に努める。

第7節 庁舎内休憩場所

第1 現状

職員の肉体的、また精神的な疲労回復を図ることは非常に重要であり、職員によっては、1週間以上帰宅できないことも想定される。

また、休憩場所についても、男性用・女性用の別で確保する必要がある。

職員の休憩場所確保は非常に重要であるが、現状として各庁舎においては、明確に職員休憩場所は定めていない。

第2 対策

庁舎内で、男女別に職員が休憩できるスペースを発災後24時間以内に確保することを目標として、事前に検討する。その際、各職場庁舎での男女比について十分配慮する。

第8節 車両及び車両燃料

第1 現状

過去に地震災害で被災した自治体においては、現地確認や情報収集等のために利用する車両やガソリン等の燃料が不足したことが大きな課題となっている。

燃料補給について、停電しても燃料給油できる災害対応型給油所の整備を県及び町では推進しているが、現在町内で6箇所を災害対応型給油所として整備している。

また、各所属で所有する公用車について、燃料ゲージが半分を切るようであれば、満タン給油することとしている。なお、消防団車両を除く町公用車は、高知県公安委員会に緊急輸送車両として届け出を行っている。

NO	事業所名	住所	整備年	給油方法	備考
1	(株)JAエナジー こうち下八川給 油所	下八川乙 448-1	H26. 2	自家発電機切替	
2	太陽石油販売(株) 伊野SS	枝川 3205-1	H26. 1	自家発電機切替及び 緊急用可搬式ポンプ	セルフ式
3	(有)尾崎石油店	神谷 738	H28. 9	足こぎ式給油機	
4	田植石油店	大内 803	H29. 11	自家発電機切替	
5	石川石油	高藪 224-8	R2. 3	自家発電設備	
6	(有)高吾ガス	天王南 5 丁目 2-3	R2. 3	自家発電設備	

第2 対策

現有の車両数で、災害時に必要な車両数を賄えるかどうかは不明であるが、不足する場合は、職員の車両を使用（私有車の公務使用）することも検討する必要がある。

また、公用車について環境に配慮したディーゼルエンジン車（軽油）の購入配備を検討する。

燃料確保については、公用車及び私有車の満タン給油を周知徹底することに加え、災害対応型給油所の整備を一層進めることとする。

第9節 資機材等

第1 現状

地震発生時には、流通が滞るため、業務に必要な紙類や筆記用具、コピー機のトナーなどの事務用品等が不足する恐れがあるが、概ね確保できていると思われる。

また、被害状況を把握するための現地調査に必要な資機材や、道路等の復旧工事に必要な資機材が不足する可能性がある。

第2 対策

平常業務で使用する事務用品等については、代替として使用する可能性のある施設も併せて、平時から不足することの無いよう、定期的に在庫等を確認し確実な確保に努める。

第5章 非常時優先業務

第1節 非常時優先業務の概要

南海トラフ地震が発生した場合、本町では町地域防災計画（地震対策編）に即して災害応急活動や復旧活動を実施していくこととなるが、並行して住民生活に必要な行政サービスも提供することが求められている。

災害時に優先的に行われる業務については、下図に示すとおり、町地域防災計画での応急対策業務（災害対策業務）と、マンパワー不足、ライフライン途絶など、様々な制約を受けた状況下でも、継続・早期復旧の必要性が高い平常業務（優先的平常業務）が併存する。非常時優先業務の目標時間等については、別添資料編に整理することとする。

非常時優先業務	災害対策業務	町地域防災計画で定めている応急対策業務及び優先度の高い復旧・復興業務
	優先的平常業務	平常業務のうち、発災後も継続的にサービス提供が必要、または早期復旧が必要な行政サービス

非常時優先業務

いの町地域防災計画（地震対策編）		平常業務	
総則 被害想定や町及び防災関係機関が処理すべき業務の大綱			
地震予防計画 被害軽減のため地震に備える対策業務 例）耐震化、防災体制の整備など			
地震応急対策計画（応急対策、動員計画） 地震発生直後から応急対策に至るまでの間において、いの町災害対策本部及び防災関係機関が行う災害応急対策に係る体制等の対策 例）医療救護活動、道路啓開、避難所等		非常時優先	平常業務が災害対応と重複する業務 道路維持管理、上下水道の維持管理、感染症予防、施設管理等 早期再開が必要な業務 戸籍関係業務、学校・保育・幼稚の再開、児童虐待対応等
災害復旧・復興対策 地震発生後の応急対策後、国及び県の基本方針を踏まえ、復興計画の区域、目標など取り組むべき対策について規定 例）被災者生活再建支援、震災復興計画等			
重点的な取り組み 地震対策として、特に重点的に取り組むべき事項について規定			

第2節 非常時優先業務の実施期間等

第1 実施期間

非常時優先業務実施期間は、BCPが対象とする期間と同じく、発災後から1ヶ月を対象とし、次の5フェーズに分けて非常時優先業務を検討する。

フェーズ	時間区分	考え方
第1 フェーズ	発災後3時間以内	余震が頻発していることも想定され、まず生命・身体の安全を確保する業務が最優先となる。 災害対策本部体制確立を早期に図り、災害応急活動体制の立ち上げを開始していく。
第2 フェーズ	発災後3時間から 24時間	人命救助・火災対応を継続するとともに、災害応急活動を開始するほか、避難所の開設・運営を行う。応急救助機関の受け入れ体制の確立を図る。
第3 フェーズ	発災後24時間か ら72時間（3日）	72時間を経過すると生存率が急激に低下するため、人命救助や火災鎮圧対応を継続するとともに、災害応急活動を継続する。 また、同時に優先される平常業務を再開する。
第4 フェーズ	発災後72時間か ら 2週間程度	災害応急活動として、被災者の避難生活の確保、生活環境の改善を優先して行う。
第5 フェーズ	発災後2週間から 1ヶ月程度	復旧・復興期に移行し、インフラやライフラインの復旧を開始するとともに、被災者に対する各種の生活再建支援を行う。また、同時に平常業務の再開の幅を広げていく。

第2 評価基準

非常時優先業務実施期間において、評価基準に基づいた非常時優先業務の優先度を検討する。

優先度	評価基準	フェーズ	時間（以内）
非常時優先業務			
A	発災後 <u>2 4 時間以内に業務に着手</u> しないと、住民の生命・生活及び財産の保護並びに社会経済活動の維持に <u>重大な影響</u> を及ぼすため、優先的に対策を講ずべき業務。	第1 フェーズ 第2 フェーズ	発災後 2 4 時間
B	遅くとも発災後 <u>3 日以内に業務に着手</u> しないと、住民の生命・生活及び財産の保護並びに社会経済活動の維持に <u>相当の影響</u> を及ぼすため、早期に対策を講ずべき業務。	第3 フェーズ	発災後 7 2 時間 （3 日）
C	遅くとも発災後 <u>2 週間以内に業務に着手</u> しないと、住民の生命・生活及び財産の保護並びに社会経済活動の維持に <u>影響</u> を及ぼすため、対策を講ずべき業務。	第4 フェーズ	発災後 2 週間
D	遅くとも発災後 <u>1 ヶ月以内に業務に着手</u> しないと、住民の生命・生活及び財産の保護並びに社会経済活動の維持に <u>影響</u> を及ぼすため、対策を講ずべき業務。	第5 フェーズ	発災後 1 ヶ月
一時的に停止する業務			
—	発災後 1 ヶ月業務を停止しても <u>直ちに影響を及ぼさない</u> と見込まれる業務。		発災後 1 ヶ月以降

第3節 優先的平常業務

優先的平常業務は、以下の2業務とし、それ以外の業務は停止する。

- ①地震による被害を受けた状況にあっても不可欠な住民生活に直接関わる行政サービス
- ②業務を実施・継続するための職員管理（人員調整や健康管理）、庁舎機能の維持、情報通信機能の回復等に関する業務

また、停止した業務については、被害状況、災害からの復旧程度、人員の確保状況等から検討し、可能な業務から順次再開することとする。

第6章 BCPの実効性確保

第1節 BCPの見直し

第1 PDCAサイクルの確立

BCPは、今後行う訓練や実際の災害対応の経験等を通じて、実際に必要な人員や資機材、ハード整備などの資源も含めて、点検・修正を行っていくことで、計画のレベルアップを図っていく。

町では、災害対策の迅速かつ的確な推進を図り、PDCA サイクルに基づく継続的改善を推進することにより、BCPの実効性を確保することに努める。

第2 見直しの契機

BCPは、庁内組織再編・業務内容等の変化に対応するため、定期的かつ継続的に見直し及び更新を行う必要がある。

特に以下に掲げる事由が生じた場合は、見直しを検討する必要があることに留意する。

- (1) 国又は県の地震被害想定の更新時
- (2) 町地域防災計画などの関連計画の改定時
- (3) 事務分掌の見直しや組織機構改編時の更新時
- (4) 計画内容の点検・検証を行うための訓練等の実施時

第2節 BCPの周知と訓練

第1 職員へのBCP周知

災害に対する正しい知識を職員が身に着けることはもちろんだが、職員一人ひとりが事前の備えに取り組み、有事の際にも的確かつ迅速な行動をとることが必要となる。

そのため、全職員を対象に、適宜、南海トラフ地震に対する研修・訓練を実施する。

第2 職員としての備え

職員一人ひとりが、南海トラフ地震対策として、高い意識を持ち、また下記の事項について家族とも共有し、必要な備えをしておくこと。

- ・町職員として、災害時には災害対応業務に当たる責務があること。
- ・自宅の安全確保対策（家屋耐震化・家具の転倒防止対策）を行うこと。
- ・家族との安否確認が行えるよう、連絡方法について決めておくこと。
- ・各家庭で、非常持出品や最低一週間の食料、飲料水等を常備しておくこと。
- ・一旦出勤すると、業務が長期にわたることを考慮し、自分の職場に3日間程度の宿泊に必要な飲食物等を保管すること。また、勤務時間外の出務に備えて、自宅にも同様の備えをしておくこと。

平成 31 年 4 月 作成

令和 2 年 3 月 修正

いの町業務継続計画
－令和 4 年 7 月修正－

いの町総務課危機管理室

〒781-2192 高知県吾川郡いの町 1700 番地 1

T E L 088-893-1113
